ボランティア受入規定

株式会社リーフスタイル

（趣旨）

第１条　この規程は、株式会社リーフスタイル（以下、「事業者）とする」が運営する『生きがいサポートいろは』（以下、「事業」とする）におけるボランティアの受け入れにより、地域の高齢者及び職員の生活の質の向上ならびに地域交流の充実を図ることを目的として、受け入れ及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　地域に開かれたソーシャルデザイン事業を展開し、地域有志等による活動を積極的に受け入れ、地域高齢者及び職員の「その人らしい生活」をはじめ、参加される方々の「生きがい」や「自己実現」を応援することを目的とする。

（ボランティアの受け入れ方法）

第３条　活動の受け入れ等に関する総括責任者は事業者代表とし、次の業務を指揮管理する。

２　ボランティアを受け入れるときは、「生きがいサポートボランティア活動登録申込書」および「ボランティア活動の誓約書」を交わすものとする。

３　当該ボランティア活動等の内容を検討した上、事業運営に支障がないと認められるときは、ボラ

ンティアを受け入れることができる。ただし、事業者代表が、ボランティアを受け入れることが事業運営上適当でないと認められるときは、ボランティア希望者に対して、理由を付して受け入れを断ることができる。

　４　有償でのボランティアを希望される方は、事業者との非常勤雇用契約が必要となります。

（活動への協力）

第４条　事業者は、ボランティアを受け入れるときには、活動に対して次の各号に掲げる協力を行う。

　（１）ボランティアに対し、相談及び助言を行うこと。

　（２）ボランティアに対し、必要により食事や交通費等の提供を行うこと。

　（４）その他事業者代表が特に必要と認めること。

（活動の注意事項）

第５条　事業者は、ボランティア活動を行う際の注意として次の各号に掲げる事項をボランティアに要請する。

　（１）ご利用者とともに仲良く、穏やかに、楽しく進めることができるよう努める。

　（２）自分にあった無理のない活動を選び、楽しみながら関われるよう努める。

　（３）関わりをもった人のプライバシーを守る。

　（４）集合時間等、約束の時間を守る。

　（５）引き受けた活動の実施について責任を持つ。

　（６）謙虚な心持ちで学習をしながら、積極的に活動を進める。

　（７）政治、宗教的活動を行わない。

　（８）許可なくご利用者または事業者の物品を持ち出さない。

　（９）ご利用者への暴言その他の危害を与えない。

　（10）事業運営の妨害をしない。

（受け入れの取消）

第６条　第５条の規定を守れないボランティアは、事業者の判断により直ちに受け入れを取り消すとともに、登録を抹消することができるものとする。

（ボランティアへの健康診断要請）

第７条　事業者は、ボランティアの受け入れにあたって各種感染性疾患の検査を受けることを指示し、検査結果等の提出を求めることができる。

（保険の加入）

第８条　ボランティア活動中に発生する事故、損害等の危険を補償するために、「介護保険外損害責任保険」に加入する。ただし、保険に関する費用は、事業者負担とする。

　２　無償でのボランティアの場合は、上記に記載する保険の対象とはみなされないため、個人で民間損害保険会社が運営する傷害保険等への加入が必要となります。ただし、保険に関する費用は、事業者負担とする。　例）○○損害保険株式会社：日帰り・1泊2日なら保険料は199円から！

（弁償責任）

第９条　ボランティアが活動上の怠慢、故意または過失によって、ご利用者又は事業者に損害を与えたときは、ボランティア本人がその弁償責任を負う。

（個人情報の保護）

第10条 ボランティアが活動中に知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守し、守秘義務を遂行する。

（ボランティア記録）

第11条　ボランティア活動は、『生きがいサポートいろは』の活動の一環として記録・保存する。

附則

この規程は、平成２７年１月１日から施行する。